

2020年2月5日

滋賀県知事 三日月大造 殿

日本共産党滋賀県地方議員団

新年度の国民健康保険に関するお尋ねと申入れ

国民皆保険制度の要である国民健康保険制度は、どこの自治体も構造的な危機をかかえています。その危機を打開するため、県が国保財政の責任を負う都道府県単位化が平成30年度から実施をされましたが、構造的危機打開どころか、むしろ都道府県単位化によって、国保加入者の負担増となる仕組みが形作られました。県が示した標準保険料は初年度軒並み引き上げとなりましたが、市町の裁量で15自治体が据え置き、2市が引上げ、2市町が引き下げとなりました。このほど示された令和2年度の県平均の一人当たり標準保険料は年額141,674円(対前年度比+1,125円)、一人当たりの納付金は年額153,432円(対前年度比+499円)。いずれも仮係数時と比べて引き下げとなっています。今後市町はこの標準保険料・納付金を参考にしながら、新年度の国保料(税)を決めることとなります。

(1) そこで次の点について、その根拠をお尋ねします。

- ① 一人当たり医療費の増減率を、「+3.8%」とした根拠。
- ② 各市町の標準保険料及び納付金の算定根拠。
- ③ 昨年末に示された仮係数と確定計数の違いの根拠。
- ④ 県と市町に配分される国庫の総額、都道府県単位化以前との差。

(2) そのうえで次の点について、申入れるものです。

- ① 国民健康保険料(税)の算定にあたっては、市町の裁量を認めること。
- ② 市町の裁量で一般会計から国保特別会計への法定外繰入を認めること。またそれに伴い、保険者努力支援制度で、ペナルティを課すようなことはしないこと。国保加入者に負担増を押しつけないために、県が国保会計に繰り入れを行うこと。
- ③ 国保の構造的危機打開のカギは、国庫負担を拡充すること。全国知事会も要望している一兆円規模の公費負担を国に要求すること。
- ⑤ 高すぎる国保料(税)の要因の一つが、均等割であり、少なくとも18歳未満の均等割について、県と市町の負担で軽減策を講じること。
- ⑥ 高すぎて払えないために滞納する世帯が増えている。命綱である保険証をとりあげる資格証明書や短期保険証の発行をやめること。
- ⑦ 早期発見早期治療のためには予防に力を入れること。そのための健康づくりには財政支援を講じること。

以上。